



2025 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 ア ン ジ ェ ス 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 山 田 英
(コード番号：4563 東証グロース)
問合せ先 経営企画部担当部長 布 施 英 一
<https://www.anges.co.jp/contact/>

第 46 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 7 日開催の取締役会において、Cantor Fitzgerald Europe（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第 46 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと（以下「本第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

① 割 当 日	2025 年 11 月 25 日
② 新株予約権の総数	964,661 個（新株予約権 1 個につき 100 株）
③ 発 行 価 額	総額 31,833,813 円（新株予約権 1 個につき 33 円）
④ 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	96,466,100 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 本新株予約権の上限行使価額はありませ 下限行使価額は 40 円であり、下限行使価額においても潜在株式数は変動し ません。
⑤ 調 達 資 金 の 額	総額 6,977,393,013 円（差引手取概算額 6,921,348,013 円）（注）
⑥ 行 使 価 額	当初行使価額は 72 円とします。 2025 年 11 月 27 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以 下「新株予約権修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取 引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値 （当該取引日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」 といいます。）の 90％に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた金額 （以下「新株予約権修正日価額」といいます。）が、当該新株予約権修正日 の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使 価額は、当該新株予約権修正日に、当該新株予約権修正日価額に修正され ます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。但し、 かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額である 40 円を下回る場 合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。上限行使価額はありま せん。
⑦ 募集又は割当て方法 （割 当 予 定 先）	Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法によって割り当てま す。
⑧ 本 新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2025 年 11 月 26 日から 2027 年 11 月 25 日までの期間
⑨ 譲 渡 制 限 及 び	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後 に、本新株予約権買取契約を締結する予定です。

行使数量制限の内容	当社は、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同規程施行規則第 436 条第 1 項乃至第 5 項の定めに基づき、MSCB 等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権買取契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められる予定です。 当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2025 年 11 月 25 日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合における当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「本新株予約権制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権制限超過行使を行うことができません。 また、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が本新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で本新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。
⑩ その他	当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意する予定です。 ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ 当社による本新株予約権の買戻 ・ 当社が、東証の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること（当該行使制限措置の詳細は「6. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。）なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。 また、同契約において、当社は、2025 年 11 月 7 日開催の取締役会の決議を行った日から本新株予約権の行使期間の末日又は本新株予約権の全てが行使され、若しくは発行会社により取得された日のどちらか早い方の日までの間、割当予定先又は割当予定先の関連会社を相手方とする場合及び本新株予約権に関する場合を除き、（イ）株式（優先株、普通株、その他の種類を問わない。）、株式に転換可能な金融商品（転換社債、新株予約権、ワラントを含むがこれらに限定されない。）、匿名組合持分、持分会社持分、組合持分又はその他の関連形態の持分や資本を含むがこれらに限定されない、あらゆる形態の株式（又は株式類似の）商品及び（ロ）株式に転換可能な負債の募集、売出し、第三者割当増資、発行又は借入れ（以下、これらを個別に又は総称して「本資金調達取引」という。）について、次の①又は②のいずれかに該当する場合又は当社又は当社子会社の取締役又は従業員

	に対する譲渡制限付株式、ストックオプションとしての新株予約権その他の株式報酬の発行若しくは付与に該当しない限り、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、勧誘を行ったり、他社との間で協議、交渉又は合意をしないことを、誓約する予定です。 ① 当社が割当予定先に対して、本資金調達取引が速やかに実行されなければ、当社に以下のいずれかの事由が発生する可能性があることについて、書面により通知をしてから14日が経過した場合、支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに準ずる法的整理もしくは更生手続の申立てがなされ、又は裁判所もしくは所轄官庁によりこれらの手続開始の予備的措置がとられること ② 割当予定先が、割当予定先又は割当予定先の関連会社のいずれもが、買取会社、融資提供者、アドバイザー、アレンジャー、ブックランナー、プレースメント・エージェント、仲介者、ブローカー又はカウンターパーティーとして本資金調達取引に参加する意向がないことを書面により確認した場合
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社は、遺伝子の働きを利用した「遺伝子医薬」の開発、実用化を目指し、研究開発を行う創薬系のバイオベンチャーです。遺伝子医薬のグローバルリーダーとして、医薬品の開発及び開発パイプラインの拡充のための国内外企業との共同開発、業務提携、資本参加等を積極的に行っています。

医薬品の開発には通常、長い期間と多額の先行投資が必要となりますが、当社の主力開発品である HGF (※1) 遺伝子治療用製品は、2024 年6月に米国での後期第Ⅱ相臨床試験の速報値により良好な結果が確認され、同年9月に米国食品医薬品局 (FDA) から画期的新薬 (ブレイクスルー・セラピー) の指定を受けることができました。但し、当社は、依然として開発への先行投資の段階にあり、継続的な営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。また、現時点において各プロジェクトを継続的に進めるための資金調達の方法、調達金額、調達時期については確定していないことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しております。

なお、当社の2025年12月期第3四半期連結会計期間における連結経営成績は、売上高646百万円、営業損失3,542百万円、経常損失4,615百万円及び親会社株主に帰属する四半期純損失4,688百万円となっております。2025年12月期第3四半期連結会計期間末における現預金の額は3,552百万円と、第45回新株予約権の行使による資金調達により前連結会計年度末と比べて1,844百万円の増加となっております。

また、当社の2025年12月期の連結業績予想は、早老症治療薬ゾキンヴィの販売開始とアンジェスクリニカルリサーチラボラトリー (以下「ACRL」といいます。) での検査受託数の増加等により売上高880百万円、営業損失6,270百万円、経常損失6,290百万円及び親会社株主に帰属する当期純損失6,320百万円と予想しております。

医薬品をとりまく環境は、従来の化学合成低分子医薬品から抗体医薬、遺伝子医薬といった新たな医薬品への劇的な変化が起きております。当社は、治療法がない疾病分野や難病、希少疾患等を対象にし

た革新的な遺伝子医薬の開発・実用化を通じて、人々の健康と希望にあふれた暮らしの実現に貢献いたします。現在は、医薬品開発への先行投資段階にあり、上記の財務状態及び医薬品開発のため、必要性に鑑み、適時適切な資金調達が必要な状況が継続しております。

本第三者割当による資金調達には、4つの目的があります。

1つ目は、慢性動脈閉塞症の HGF 遺伝子治療用製品のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用です。主な使途は、HGF 遺伝子治療用製品の製剤の調達費用と米国での今後の生物製剤認可申請（BLA）準備のための費用であり、その他、グローバル展開に対応可能な製法、生産プロセスの効率化を企図する研究開発費用として用いることを想定しています。

2つ目は、当社が運営する希少遺伝性疾患検査を主目的とした衛生検査所である ACRL の検査受託事業拡大のための資金です。ACRL では現在、拡大新生児スクリーニングを受託しておりますが、2024 年度は受託数が前年度に比べ約2倍に増加し、5万件を超えました。さらに、群馬県、沖縄県、長野県等、いくつかの地方自治体からは、自治体単位で直接受託しており、受託数の更なる増加に向け、機器及び人員の増強、検査施設の拡張等の投資に充当いたします。

3つ目は、当社の子会社である EmendoBio Inc.（以下「Emendo 社」といいます。）がイスラエルで行っている研究開発の成果を米国へ移転するための費用に充当いたします。Emendo 社では、ゲノム編集に使用する独自のヌクレアーゼを開発しており、ゲノム編集における重要な課題である狙った遺伝子と異なる配列の遺伝子を切断してしまう「オフターゲット効果」を低減することを目指して開発を続けています。この中で、2024 年 1 月 29 日「連結子会社における事業再編成に関するお知らせ」、2024 年 3 月 15 日「連結子会社における事業再編成について」でそれぞれお知らせしておりますように、現在イスラエルに所在している Emendo Research and Development Ltd. が研究開発機能の一部を担っていますが、近年の地政学的リスクの高まりを踏まえ、研究開発活動の継続性と安全性を確保する観点から、当該機能を米国に移転・統合する方針及び内容を決定いたしました。研究開発機能を米国に集約することで、米国における先進的なゲノム編集技術の研究環境を活用し、社内外の連携強化や開発効率の向上が期待されます。今回の事業再編成により OMNI プラットフォームの開発を継続しつつ、米国での臨床開発及び導出活動を加速化できる体制に移行してまいります。米国に新設する研究開発拠点はカリフォルニア州パロアルト（Palo Alto）を予定しており、Emendo R&D に在籍の従業員 20 名（2025 年 8 月末時点）のうち、一部の人員が米国の新しい拠点で継続して研究開発に当たるとともに、米国で新たに人員を採用する予定ですが、その規模、設備、体制などの詳細は今後決定してまいります。

4つ目は、その他の開発品の研究開発費を含む運転資金です。当社は、依然として開発への先行投資の段階にあるため営業キャッシュ・フロー赤字の計上が継続している状況にあります。また、今後かかる状態が継続することが見込まれます。そのため、当社は、2025 年 12 月以降の運転資金を調達することも本第三者割当による資金調達の目的としています。

以上のような事業戦略を通じて、事業基盤の強化を図り、収益力を強化して安定した財務基盤を確保すべく、今般、新株予約権による資金調達を行うことを決定いたしました。なお、上記各目的の費用につきましては、これまでの当社実績をもとに算定しております。

※1 HGF : Hepatocyte Growth Factor の略称であり、肝細胞増殖因子をいいます。

以下、既存の開発パイプラインの現状について説明するとともに、事業基盤の強化の方法について概説いたします。

既存の開発パイプラインの現状

HGF 遺伝子治療用製品	HGF 遺伝子治療用製品の開発につきましては、米国での後期第Ⅱ相臨床試験の結果が良好であったことを踏まえ、米国での開発を優先しております。
--------------	---

	具体的には、米国において、軽度から中等度の下肢潰瘍を有する包括的高度慢性下肢虚血 (CLTI) を対象とした後期第Ⅱ相臨床試験の投与を 2023 年第 1 四半期に完了し、2024 年 6 月に試験結果の速報値により、良好な結果を確認いたしました。この結果から、2024 年 9 月に米国 FDA による画期的新薬 (ブレイクスルー・セラピー) に指定されました。2025 年 5 月に開催された米国遺伝子細胞治療学会で当該臨床試験の結果について、大阪大学森下竜一教授が発表いたしました。同年 8 月には当製品の承認後の原薬製造供給について、ドイツのベーリンガー・インゲルハイム・バイオフーマシューティカルズ社 (Boehringer Ingelheim Biopharmaceuticals GmbH: ドイツ、以下「BI 社」という) と契約を締結いたしました。今後の米国での開発計画について当社は、FDA と協議の結果に即し、臨床試験を完了とし、生物製剤認可申請 (BLA) を目指し、準備を進めています。 日本における開発につきましては、米国の進捗を踏まえ、検討してまいります。
NF- κ B デコイオリゴ DNA	核酸医薬 NF-κB デコイオリゴ DNA については、米国において椎間板性腰痛症を対象とした後期第Ⅰ相臨床試験を実施し、投与後の観察期間 6 か月間に続き、12 か月間を経た結果でも、患者の忍容性は高い上、重篤な有害事象も認められず、安全性が確認できました。さらに、探索的に有効性を評価したところ、患者の腰痛の著しい軽減とその効果の持続が認められました。この結果について、北米脊椎学会が発行する「The SPINE JOURNAL」に主導医師の論文が掲載されました。 2023 年 10 月より、国内において第Ⅱ相臨床試験の症例登録を進めており、2025 年末の登録完了を目指しております。なお、当該臨床試験に関して塩野義製薬株式会社と契約を締結し、費用の一部を負担いただくとともに、試験結果に基づき第Ⅲ相臨床試験の実施について協議する予定です。
Tie2 受容体アゴニスト (新型コロナウイルス感染症及び ARDS 治療薬)	Tie2 受容体アゴニストは、カナダのバイオ医薬品企業である Vasomune Therapeutics, Inc. (以下、「Vasomune 社」といいます) (所在地: カナダ、代表者: COO Dr. Brian E. Jahns) と共同開発契約を締結し、急性呼吸不全等、血管の不全を原因とする疾患を対象に 2020 年 12 月より米国において第Ⅰ相臨床試験を実施し、安全性と忍容性を確認いたしました。当初新型コロナウイルス感染症肺炎患者を対象としていましたが、その後、重症化リスクが低いオミクロン株への置き換わりが急速に進んだことに伴い、前期第Ⅱ相臨床試験の対象疾患をインフルエンザ等のウイルス性及び細菌性肺炎を含む急性呼吸窮迫症候群 (ARDS) に広げるべく米国 FDA に試験計画の変更を申請し、承認を受けました。現在、前期第Ⅱ相の最終コホート (最高用量) の登録を進めており、2025 年度後半に目標症例数の登録完了を目指しております。さらに、カナダ心臓・脳卒中財団の助成の下、血液透析による細胞毒性脳浮腫を軽減し、脳の白質の機能を維持できるかを評価する医師主導試験を開始することとなりました。
高血圧 DNA ワクチン	高血圧治療用 DNA ワクチンについては、オーストラリアでの第Ⅰ相/前期第Ⅱ相臨床試験は重篤な有害事象はなく、安全性に問題がないこと

	を確認しました。現在、HGF 遺伝子治療用製品の米国での開発に最優先で取り組んでいることから、当製品の今後の開発につきましてはパイプラインの優先順位を考慮しつつ、新型コロナウイルスの DNA ワクチンとは異なるプラスミド DNA の発現に関する改善策等の検討を進めてまいります。
ゲノム編集	当社の子会社である Emendo 社では、オフターゲット効果を排除し、安全に患者の治療に使用できる新たなゲノム編集ツールを作出する技術（OMNI Platform）の開発を進めるとともに、独自の OMNI ヌクレアーゼの開発を行っております。これまでは、その探索と最適化を労働集約的に行ってまいりましたが、これまで蓄積された大量のデータをベースに、人工知能、特に機械学習を活用し、知識集約的な研究開発体制に移行いたしました。現在、イスラエルにおける研究所は、30 名を下回る規模で研究開発を行っており、米国においては、OMNI ヌクレアーゼ技術の供与先の開拓を行っています。 2025 年には米国スタンフォード大学と、新たながんゲノム編集治療法の研究を共同で開始いたしました。

（２）資金調達方法の概要及び選択理由

本第三者割当は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先が本新株予約権を行使することによって段階的な資金及び資本の調達が実現することを目的とするものです。本新株予約権の行使価額は、2025 年 11 月 27 日以降、本新株予約権の行使期間の満了日（2027 年 11 月 25 日）まで、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の東証終値の 90%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位の端数を切り上げた金額）に修正されます。本新株予約権の行使価額が行使時における株価水準に応じて修正されることにより、高い蓋然性をもって早期に資金調達を実現できることが期待できます。また、株価が上昇した場合には、新株予約権行使にともなう資金調達額の増大メリットを享受することができます。

以下に記載した（本新株予約権の主なメリット）及び（本新株予約権の主なデメリット）並びに（他の資金調達方法との比較）を踏まえ、当社は、本新株予約権による資金調達が当社のニーズを満たす現時点での最良の方策であると判断いたしました。

（本新株予約権の主なメリット）

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から 96,466,100 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項にしたがって調整されることがあります。

② 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、1 か月前までに割当予定先に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額と同額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合等、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保できます。

③ 行使停止条項

当社と割当予定先との間で締結する本新株予約権買取契約において、行使停止条項が定められる予定

です。当社は、1週間前までに割当予定先に通知することによって、当社の裁量により、割当予定先による本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することが可能であるため、株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっております。なお、本新株予約権の行使を停止すること及びその後停止を解除し行使の再開を許可することを決定した場合は適時適切に開示いたします。

④ 譲渡制限

本新株予約権買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑤ 株価上昇時の資金調達額増加の可能性があること

本新株予約権は、株価に連動して行使価額が修正され、また、行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には当社の資金調達額が増加する可能性があります。

⑥ 割当予定先による市場売却の制限

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社株式を、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家（以下「海外機関投資家」といいます。）であると合理的に認識している海外機関投資家に対して市場外で売却していく意向である旨を表明する予定であり、割当予定先が当社株式を取引所金融商品市場内で売却するには、当社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の書面による承諾が必要となる旨が定められる予定です。

（本新株予約権の主なデメリット）

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から 96,466,100 株で固定されており、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため議決権行使に係る希薄化が生じます。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

③ 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に本新株予約権の行使価額の下限を下回る場合等では、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、株価が当初行使価額の参照株価である発行決議日の前取引日の終値を下回って推移した場合、仮に行使がなされたとしても、資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

（他の資金調達方法との比較）

当社が本第三者割当を選択するに際して検討した他の資金調達方法は、主に以下のとおりです。

① 公募増資

公募増資では、一時に資金を調達できる反面、同時に将来の1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため、株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかが不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右され、当社の資金需要の額に応じた資金調達が確実ではないため、今回の資金調達方法として適当でないと判

断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、東証の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

④ 第三者割当による新株式発行

第三者割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

⑤ 金融機関からの借入

金融機関からの借入れについて当社の現在の財務状況等では、今回の調達金額の融資を引受け可能な金融機関を見つけることは困難です。そのため、当社は、金融機関からの借入れを資金調達の選択肢とすることはできません。

⑥ 修正条項付転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は一時に資金を調達できる反面、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなりますが、転換を促進するため修正条項を付した場合、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が懸念されます。

これらに対し、割当予定先から提案された本第三者割当による資金調達方法は、①本新株予約権行使により資本金が調達可能となること、②株価が上昇した場合に調達額の増大メリットを享受し得ること、③将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することがないこと等の特徴を有しています。

なお、前回の資金調達においては、第45回新株予約権の発行と同時に、第45回新株予約権の行使によって当社に払い込まれた金額の累計額が一定額に達する毎に社債権者が当該累計金額の繰上償還を請求する権利を有する社債を発行いたしました。現在の当社の資金状況に鑑みると、本新株予約権の行使が進まない場合における償還リスクを負ってまで社債発行による即時の資金調達を行う必要はないと考えております。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本第三者割当による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも当社の希望する資金調達を達成し得る望ましいものであり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
6,977,393,013	56,045,000	6,921,348,013

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（31,833,813 円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（6,945,559,200 円）を合算した金額です。

2. 払込金額の総額は、本新株予約権の全部が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価

額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用 9,000 千円、本新株予約権の公正価値算定費用 1,700 千円、その他事務費用 45,345 千円（有価証券届出書作成費用、取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（２）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途及び支出予定時期については次のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療薬のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用	3,087	2025 年 12 月～2027 年 11 月
② ACRLの検査受託事業拡大費用	590	2025 年 12 月～2027 年 11 月
③ Emendo社の研究開発拠点移転費用	1,000	2025 年 12 月～2027 年 11 月
④ その他の研究開発費を含む運転資金	2,244	2025 年 12 月～2027 年 11 月
合計	6,921	

（注）１．差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。

- ２．実際の資金調達額は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。

また、資金を使用する優先順位としましては、上記①及び④から充当する予定であり、実際の資金調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。その場合には、自己資金及び他の資金調達による上記資金使途への充当、資金使途の変更又は事業計画の見直しを行う予定です。なお、他の資金調達の実施、資金使途の変更又は事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。なお、調達額が予定より増額となった場合には、上記①の使途に充当する予定であります。

各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

①慢性動脈閉塞症の HGF 遺伝子治療薬のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用

米国における二重盲検での第Ⅱ相臨床試験では非常に良好な結果が得られたことから、HGF 遺伝子治療用製品について、臨床試験を完了とし、2025 年 8 月 20 日の「HGF 遺伝子治療用製品についてアンジェスとバーリンガー、製造に関する協業を開始」でお知らせした BI 社（所在地：Binger Str. 173, 55216 Ingelheim am Rhein, Germany、代表者：Dr. Martin Schwarz, General Counsel, Corporate Senior Vice President）との契約を主とする原薬の製造委託費用、グローバル展開に対応可能なスケールアップ、品質を踏まえた製法、生産プロセスの効率化を企図する研究開発費用及び米国での生物製剤認可申請（BLA）に向けた米国以外の臨床試験を含む各種データの分析、申請書類の作成等に用いることを想定しています。なお、BLA の時期については FDA との協議に基づき決定いたします。本資金使途に関しては、2027 年 11 月までの充当金額を 3,087 百万円としております。

②ACRL の検査受託事業拡大費用

ACRL における拡大新生児スクリーニングの検査は 2021 年の受託開始以来、2024 年度まで毎年受託数が倍増しております。国内における新生児の出生数は概ね 70 万人程度であり、近年は横ばい又は減少傾向にあります。複数の自治体において新たな疾患の検査が公費化される動きが進んでおり、検査対象の拡大に伴

って受託件数の増加が見込まれています。第 1 回無担保社債の発行及び第 45 回新株予約権の行使により、人員及び設備の増強を図る計画でしたが、これらによる実際の資金調達額 7,071 百万円が想定調達額 8,268 百万円を大きく下回り、人員及び設備とも増強を図ることができませんでした。また、現有設備の稼働時間の増加により処理件数は約 4,800 件／月（2024 年平均）から約 8,100 件／月（2025 年 1 月～7 月平均）に増加したものの、さらなる受託件数の増加が見込まれていることから、本資金使途に関して、設備増強等（敷金 37 百万円、工事費用 420 百万円、既存設備移設費用 12 百万円、物品購入費用 70 百万円等）の資金として 590 百万円としております。

③Emendo 社の研究開発拠点移転費用

Emendo 社で実施しておりますゲノム編集技術の研究開発は、これまでイスラエルにある研究開発拠点で実施されてきました。一方、ゲノム編集技術の研究開発は、米国が最も進んでおり、多くの企業が米国で研究開発を行っています。当社グループは、Emendo 社の研究開発を加速化し、導出に繋げていくために、研究開発拠点を米国に移転することが重要であると判断しております。

また、近年の地政学的リスクの高まりを踏まえ、研究開発活動の継続性と安全性を確保する観点からも、研究開発拠点の米国への移転は合理的な対応であると考えております。これらの背景を踏まえ、本資金使途に関しては、1,000 百万円としております。この額は、Emendo 社の研究開発機能をイスラエルから米国 Palo Alto に移転・統合するための初期費用に相当し、施設賃貸・改装費、設備・機器費、NGS 関連費等で、約 800 百万円から 1,500 百万円、初年度の人件費、その他 IT インフラ、規制対応、保守、安全対策、運営費、予備費等で、約 900 百万円から 1,400 百万円のうちの初期段階に必要な最低限の費用（約 1,000 百万円から 1,500 百万円）を想定して計上したものです。今後の進捗に応じて、ライセンス収入、株価の状況を見ながら拡張計画（中規模・大規模施設への移行）も検討してまいります。

なお、Emendo 社への貸付金（101.8 百万ドル）については、当社単体では全額に対して貸倒引当金を計上しており、為替の影響は生じておりませんが、連結ベースでは貸倒引当金に係る為替差額が損益に反映されるため、2024 年 12 月末時点で 13 億 59 百万円の為替差損を計上しております。今後の為替動向により、為替差損益が発生する可能性があります。また、Emendo 社の 2025 年 12 月以降の運営資金については、ライセンス収入、④の運転資金より充当する予定です。

④その他の研究開発費を含む運転資金

HGF 遺伝子治療用製品以外の当社の開発品は、慢性椎間板性腰痛症治療薬の NF- κ B デコイオリゴ DNA、Tie2 受容体アゴニスト、高血圧 DNA ワクチン等ですが、これらの製品は、未だ研究開発の段階であり、研究開発を進めるには、相当の研究開発費が必要となります。

また、当社の 2024 年度ののれんの償却額を除いた販売費及び一般管理費は、約 22 億 50 百万円となっており、今回の資金調達は、2025 年 12 月から 2027 年 11 月までの研究開発費（NF- κ B デコイオリゴ DNA、Tie2 受容体アゴニスト、高血圧 DNA ワクチン：約 950 百万円）を含む運転資金の一部に充当いたします。当社の 2024 年 10 月～2025 年 7 月の販売・管理部門の主要な費用が、約 1,200 百万円〔内訳：人件費・支払報酬約 282 百万円、地代家賃が約 64 百万円、その他の販売管理費約 853 百万円（主に海外子会社にかかる税務、知財の管理、移転計画策定等の対応のための弁護士費用約 320 百万円、監査法人費用約 53 百万円、業務委託料約 250 百万円、支払手数料約 69 百万円、その他約 161 百万円（広告宣伝費、旅費交通費、通信費、寄付金、他））〕であり、年間換算すると約 1,439 百万円となっており、各項目を 2 年換算することにより、今回の資金調達は、2025 年 12 月から 2027 年 11 月までの人件費・支払報酬約 677 百万円、地代家賃約 154 百万円、その他の販売管理費約 2,047 百万円（主に弁護士費用約 768 百万円、監査法人費用約 127 百万円、業務委託料約 600 百万円、支払手数料約 166 百万円、その他約 386 百万円（広告宣伝費、旅費交通費、通信費、寄付金、他））の一部に充当いたします。その他の販売管理費については緊急性を要するもの、必要性の高いものに限定する方針です。不足分につきましては、株価、ライセンス収入を見ながら、新たな資金調達を検討してまいります。

＜直近の資金調達及び調達資金の充当の状況＞

当社は、第 41 回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）（以下「第 41 回新株予約権」といいます。）の資金使途への充当金額及び支出予定時期につき変更を行い、下記の表に記載のとおりいたしました。

しかしながら、海外企業の買収や資本参加による事業基盤拡大については、当社は、2023 年 6 月までに、イスラエルのマイクロバイオームを研究している MyBiotics 社（所在地：イスラエル 代表者：Didi Daboush）の転換社債約 74 百万円の引受け及び Vasomune 社の優先株への約 273 百万円の出資を行いました。それ以降現在までのところ、具体的な案件や進捗はなく、調査のためのコンサルタント費用等に充当しております。そこで、海外企業の買収や資本参加による事業基盤拡大についての未充当額である約 1,185 百万円については、2024 年 4 月以降の新規製品・プロジェクトの獲得資金として、2025 年 1 月に公表した米国スタンフォード大学との改良型 DNA ワクチンの経鼻投与製剤に関する共同研究費用に 171 百万円、2024 年 4 月以降の Vasomune 社との ARDS 治療薬の共同研究費用に 556 百万円、2024 年 4 月以降の運転資金の一部に 458 百万円をそれぞれ充当しております。

以上の具体的な資金使途及び支出予定時期の変更並びに未充当額は、以下のとおりです。なお、2024 年 8 月 30 日付「第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の発行中止、第 44 回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却並びに第三者割当てによる無担保社債（私募債）及び第 45 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」において、すでに一度第 41 回新株予約権の資金使途への充当金額及び支出予定時期につき変更を行っているところ、同プレスリリースに記載の内容からの変更部分に下線を付して表示しています。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
Emendo 社の運営資金	9,000 (0)	2021 年 3 月～2022 年 12 月
運転資金	5,300 (0)	2022 年 10 月～2023 年 12 月
海外企業の買収や資本参加による事業基盤拡大	347 (0)	2021 年 7 月～2023 年 6 月
新規製品・プロジェクトの獲得資金	171 <u>(0)</u>	2024 年 4 月～2025 年 12 月
Vasomune と ARDS 治療薬の共同研究費用	556 <u>(151)</u>	2024 年 4 月～2026 年 3 月
運転資金	458 <u>(0)</u>	2024 年 4 月～2025 年 12 月
その他の手段による事業基盤拡大	1,544 (0)	2021 年 7 月～2024 年 3 月
合計	17,376 <u>(151)</u>	

(注) 1. 上記の金額欄の括弧書きの数値は現時点における未充当額となります。

2. 「海外企業の買収や資本参加による事業基盤拡大」について、具体的な進捗が無いため、その資金を新規製品・プロジェクトの獲得資金、Vasomune と ARDS 治療薬の共同研究費用、運転資金に充当することにいたしました。2024 年 3 月 19 日付プレスリリースをご参照ください。また、Vasomune と ARDS 治療薬の共同研究費用については、研究開発の進捗に伴い、支出予定時期を延長しております。

3. その他の手段による事業基盤拡大は、ゲノム編集による新規がん治療法の開発に関する米国スタンフォード大学との共同研究費用、ゾキンヴィの導入費用等に充当いたしました。

当社は、2022年10月12日を割当日として第42回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）（以下「第42回新株予約権」といいます。）を発行し、Emendo社の運営資金等を目的として資金調達を行いました。しかしながら、株価の下落により行使が進まず、調達額は約4,599百万円にとどまりました。これを受け、2023年5月9日に未行使分の新株予約権（38,500個）を全て取得・消却しております。

調達額の全額について、以下のとおり、2023年6月26日付「新株予約権発行に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」にて開示した変更後の資金使途への充当が完了しております。

具体的な使途	金額(百万円)	支出時期
Emendo社の運営資金	4,599 (0)	2023年1月～2025年9月

さらに、当社は、2024年4月5日を割当日として第1回新株予約権付社債及び第44回新株予約権を第三者割当てにより発行し、慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療薬の正式承認に向けた製造販売費用及びグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用をはじめとする複数の研究開発・事業活動に係る資金を調達することを目的としておりました。第1回新株予約権付社債については全額が転換され、資金調達は完了しましたが、第44回新株予約権は、株価の下落により行使が進まず、2024年8月30日時点で調達額は約459百万円にとどまりました。発行時の調達予定額約4,557百万円に対し、約2,798百万円の不足となりました。これを受け、当社は2024年9月30日時点で残存する第44回新株予約権を全て取得・消却しました。調達資金の全額について、以下のとおり充当が完了しております。なお、第1回新株予約権付社債の償還についても完了しております。

なお、2024年8月30日付「第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の発行中止、第44回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却並びに第三者割当てによる無担保社債（私募債）及び第45回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」において、すでに第1回株予約権付社債及び第44回新株予約権の発行及びその行使により調達した資金についての具体的な使途及び支出予定時期につき変更を行っているところ、同プレスリリースに記載の内容からの変更部分に下線を付して表示しています。

第1回新株予約権付社債と第44回新株予約権の調達資金

具体的な使途	金額(百万円)	支出時期
①慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療薬の正式承認に向けた製造販売費用及びグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用	337 (0)	2024年4月～2024年9月
②早老症治療剤「ゾキンヴィ」の正式承認に向けた製造販売費用	333 (0)	2024年4月～2024年6月
③慢性椎間板性腰痛症治療用NF-kBデコイオリゴDNAの国内における第Ⅱ相臨床試験費用	59 (0)	2024年4月～2024年6月
④検査事業受注拡大のための資金	0 (0)	—
⑤運転資金	2,029 (0)	2024年4月～2024年6月
合計	<u>2,758</u> (0)	

第1回無担保社債と第45回新株予約権の調達資金

当社は、2024年9月17日を割当日として第1回無担保社債並びに第45回新株予約権を発行いたしました。第1回無担保社債は予定どおり発行され、併せて発行された第45回新株予約権は全て行使されたものの、実際の調達額は、当初の調達予定額約8,268百万円を約1,197百万円下回りました。

これに伴い当社は、第1回無担保社債と第45回新株予約権の調達資金の資金使途への充当金額及び支出予定時期につき変更を行い、下記の表に記載のとおりといたしました。なお、変更部分には下線を付して表示しています。

[変更前] (2024年8月30日時点)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療薬のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用	3,878	2024年10月～2026年9月
②早老症治療剤「ゾキンヴィ」の上市後の製造販売費用	<u>807</u>	2024年10月～2026年9月
③慢性椎間板性腰痛症治療用NF-kBデコイオリゴDNAの国内における第Ⅱ相臨床試験費用	<u>900</u>	2024年10月～2026年9月
④検査事業受注拡大のための資金	<u>590</u>	<u>2024年10月～2026年9月</u>
⑤運転資金	2,093	2024年10月～2026年9月
合計	<u>8,268</u>	

[変更後] (2025年11月7日時点)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療薬のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用	3,878 (0)	2024年10月～2026年9月
②早老症治療剤「ゾキンヴィ」の上市後の製造販売費用	<u>512</u> (0)	2024年10月～2026年9月
③慢性椎間板性腰痛症治療用NF-kBデコイオリゴDNAの国内における第Ⅱ相臨床試験費用	<u>588</u> (7)	2024年10月～2026年9月
④検査事業受注拡大のための資金	<u>0</u> (0)	—
⑤運転資金	2,093 (0)	2024年10月～2026年9月
合計	<u>7,071</u> (7)	

(注) 上記の表中の金額欄の括弧書きの数値は現時点における未充当額となります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回調達する資金を①慢性動脈閉塞症のHGF遺伝子治療薬のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用、②ACRLの検査受託事業拡大費用、③Emendo社の研究開発拠点移転費用及び④その他の研究開発費を含む運転資金に充当することにより、将来に向けての収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、当社の中長期の事業成長及び企業価値向上並びに既存株主の利益に資するものであると判断しており、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」記載の資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2025年11月6日）の市場環境を考慮し、当社の株価（発行決議日の前取引日の終値）、ボラティリティ（64.3%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（0.9%）等について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の評価を実施しました。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（新株予約権1個当たり33円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該評価額と同額の本新株予約権の1個の払込金額を33円としています。

また、本新株予約権の行使価額は、72円に設定されており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である40円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の50%に相当する金額で設定されており、最近6か月間の当社株価の水準（75.8円（2025年5月7日～2025年11月6日の終値の単純平均値））や発行決議日直前取引日の東証終値（80円）と比べても過度に低い水準ではないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、かかる行使価額は、本新株予約権の発行規模や当社株式の流動性等を踏まえて割当予定先と協議を行った結果、合意に至ったものであり、合理的な条件であると考えております。また、当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されていることに照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定されている本新株予約権の払込価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

当社監査役3名（全て社外監査役）全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額としていることから、割当予定先に特に有利でなく適法であるとの意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に交付される株式数は96,466,100株であり、同株式に係る議決権の数は964,661個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数386,077,550株に対する比率は24.99%、2025年9月30日現在の当社の議決権総数3,860,192個に対する比率は24.99%に相当します。

しかしながら、「2. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」に記載のとおり、本第三者割当による資金調達には当社の事業基盤の強化及び収益力の強化による安定した財務基盤の確保につながり、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数96,466,100株に対し、東証における当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は9,301,321株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社株式動向や市場環境等を勘案し停止指示を行うことによって、株式発

行を行わないようにすることが可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的と考えられます。

これらのことから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①	商 号	Cantor Fitzgerald Europe																		
②	本 店 所 在 地	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU																		
③	代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer Sean Capstick																		
④	事 業 内 容	証券業																		
⑤	資 本 金 の 額	81.2 百万米ドル (12,508 百万円) (2024 年 12 月 31 日現在) (注 1)																		
⑥	設 立 年 月 日	1990 年 5 月 24 日																		
⑦	発 行 済 株 式 数	65,423,162 株																		
⑧	事 業 年 度 の 末 日	12 月 31 日																		
⑨	従 業 員 数	6 名 (2024 年 12 月 31 日現在)																		
⑩	主 要 取 引 先	法人																		
⑪	主 要 取 引 銀 行	-																		
⑫	大株主及び持株比率	Cantor Fitzgerald Services LLP 99.999998% CF & CO. LLC, 0.000002%																		
⑬	当 社 と の 関 係 等	<table><tr><td>資 本 関 係</td><td colspan="3">割当予定先の属する Cantor Fitzgerald グループの中核会社である Cantor Fitzgerald & Co. は、当社の第 41 回及び第 42 回新株予約権の割当先となっており、割当予定先は第 44 回新株予約権、第 1 回新株予約権付社債及び第 45 回新株予約権の割当先となっております。割当予定先は、2025 年 6 月 30 日現在、当社の普通株式を 3,467,400 株保有しております。当社は割当予定先の株式を保有しておりません。</td></tr><tr><td>人 的 関 係</td><td colspan="3">当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。</td></tr><tr><td>取 引 関 係</td><td colspan="3">当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。</td></tr><tr><td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td><td colspan="3">割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</td></tr></table>			資 本 関 係	割当予定先の属する Cantor Fitzgerald グループの中核会社である Cantor Fitzgerald & Co. は、当社の第 41 回及び第 42 回新株予約権の割当先となっており、割当予定先は第 44 回新株予約権、第 1 回新株予約権付社債及び第 45 回新株予約権の割当先となっております。割当予定先は、2025 年 6 月 30 日現在、当社の普通株式を 3,467,400 株保有しております。当社は割当予定先の株式を保有しておりません。			人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。			取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。			関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
資 本 関 係	割当予定先の属する Cantor Fitzgerald グループの中核会社である Cantor Fitzgerald & Co. は、当社の第 41 回及び第 42 回新株予約権の割当先となっており、割当予定先は第 44 回新株予約権、第 1 回新株予約権付社債及び第 45 回新株予約権の割当先となっております。割当予定先は、2025 年 6 月 30 日現在、当社の普通株式を 3,467,400 株保有しております。当社は割当予定先の株式を保有しておりません。																			
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。																			
取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。																			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。																			
⑭	最近 3 年間の経営成績及び財政状態	(単位：千米ドル 特記しているものを除く。)																		
決 算 期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期																	
純 流 動 資 産	112,464	102,396	87,246																	
流 動 資 産	956,436	944,491	928,664																	
1 株当たり流動純資産(米ドル)	1.72	1.57	1.33																	
売 上 高	109,298	74,869	108,777																	
営 業 利 益	20,242	8,319	19,105																	
経 常 利 益	12,641	(3,333)	8,818																	

当 期 純 利 益	11,875	(3,308)	5,967
1 株当たり当期純利益(米ドル)	0.18	(0.05)	0.09
1 株当たり配当金 (米ドル)	—	—	—

(注) 1. 金額は便宜上、2025 年 11 月 6 日現在の外国為替相場の仲値である 1 米ドル＝154.04 円（株式会社三菱 UFJ 銀行公示仲値）に換算の上、小数第 1 位を四捨五入しております。

2. 割当予定先は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgerald グループの欧州事業部門であります。割当予定先は英国の金融行動監視機構(Financial Conduct Authority、以下「FCA」といいます。)の認可及び規制を受けており、英国において FCA 監督下のもと、2000 年金融サービス・市場法 (Financial Services and markets Act 2000) に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCA の登録情報等で確認しております。日本においては、割当予定先の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社（以下「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。）が第一種及び第二種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、割当予定先並びにその役員及び主要株主は反社会的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断しております。なお、東証に対して、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 募集の目的」に記載のとおり、当社は現在、医薬品開発への先行投資段階にあり、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスの状況であり、各プロジェクトを継続的に進めるため適時適切な資金調達が必要な状況が継続しております。

2024 年 9 月 17 日に割当予定先に対して発行した第 45 回新株予約権につきましては、2025 年 8 月 12 日付で全ての行使が完了し、7,112 百万円を調達いたしました。当社としては、各プロジェクトを継続的に進めるための追加の資金を調達するための手段を早期に確保する必要性から、第 45 回新株予約権の行使完了後まもなくキャンターフィッツジェラルド証券に対して具体的な資金調達に関する相談をいたしました。その後、2025 年 8 月下旬頃、割当予定先より、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて、本第三者割当に関する具体的な提案を受領いたしました。当社としては、第 45 回新株予約権及びそれ以前に割当予定先及び割当予定先の関連会社に対して発行した新株予約権及び新株予約権付社債の行使及び転換の実績に基づき、割当予定先に対して本第三者割当を実施することが、当社が早急かつ円滑に資金調達を実施するために最も適切な選択であると判断いたしました。

なお、本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、本新株予約権について、その譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨、並びに、本新株予約権の行使により交付される当社株式について、本新株予約権買取契約で定める解除権が発生している場合を除き、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、取引所金商品市場で売却することができない旨が定められる予定です（本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません）。上記解除権は、①本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、当社に、(i) 支払の停止、破産手続開始等、(ii) 手形交換所の取引停止処分、(iii) 当社と割当予定先との間の取引に関し重大な違反があったこと、のいずれかの事由が発生したこと、並びに、②本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、(i) 本新株予約権買取契約に定める表明及び保証（反社会的勢力に係るものを除く。）に虚偽があ

ること、(ii)本新株予約権買取契約に定める表明及び保証(反社会的勢力に係るもの)に虚偽があるか若しくは真実に反する合理的な疑いがあること又は重大な影響を与えるような変更が生じたこと若しくは変更が生じた合理的な疑いがあること、(iii)本新株予約権の行使に重大な影響を与える国内外の金融、為替、政治又は経済上の変動が生じ又は生じるおそれがあること、(iv)不可抗力により本新株予約権買取契約が履行不能又は履行困難となる事態が生じ又は生じるおそれがあること、のいずれかの事由が発生したと割当予定先が合理的に判断したことを行使可能事由としています。本新株予約権の行使により交付される当社株式について、当社が取引所金融商品市場での売却を承諾する場合、都度適時適切に開示いたします。なお、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している海外機関投資家に対して売却していく意向である旨を表明する予定です。なお、割当予定先が取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後に、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性があります。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。以下同じです。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点(2025年11月25日)における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて、割当予定先の2024年12月31日を基準日とするErnst & Youngによる監査済み財務書類を受領しており、2024年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認し、割当予定先が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する財産を確保しているものと判断しております。また、2025年10月31日現在においても、割当予定先が本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使に足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券から受けております。割当予定先のより直近の財産の状況を確認できる資料は受領しておりませんが、割当予定先は英国のFCAの認可及び規制を受けており、英国においてFCA監督下のもと、2000年金融サービス・市場法(Financial Services and markets Act 2000)に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCAの登録情報等で確認しており、本日現在においても、割当予定先の流動性に疑義を生じさせるような情報は一切認識をしておりません。また、割当予定先の属するCantor Fitzgeraldグループの中核会社であり、過去複数回にわたり当社の新株予約権の割当先となったCantor Fitzgerald & Coが米国証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission)に報告を行っているErnst & Youngによる監査済み財務内容に基づき、2024年12月31日時点で4,532.8百万米ドルの金融資産を有していることを確認しております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した株式を直ちに市場外で海外機関投資家に対して売却し、行使代金は都度回収する予定である旨の説明を、キャンターフィッツジェラルド証券を通じて受けております。したがって、当社としては、割当予定先がグループとしても十分な資力を有していると考えられ、本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使を滞りなく行うために必要な資力の確認としては、上述の口頭での報告結果で十分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先であるCantor Fitzgerald Europeとの間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借契約を締結する予定はありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2025年6月30日現在）		
氏名	持株数（株）	持株比率（％）
MSIP CLIENT SECURITIES	6,228,771	1.74
楽天証券株式会社	6,155,800	1.72
INTERACTIVE BROKERS LLC	4,985,800	1.39
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	4,789,368	1.33
株式会社SBI証券	4,433,363	1.23
Cantor Fitzgerald Europe	3,467,400	0.96
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	2,835,109	0.79
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	2,128,250	0.59
MACQUARIE BANK LIMITED DBU AC	1,987,800	0.55
河合裕	1,787,500	0.49

- (注) 1. 割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針について、長期保有する意思を有していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
2. 「持株比率」は、自己株式を控除して算出しております。また、小数第3位を切り捨てて算出しております。

8. 今後の見通し

今回の資金調達による経費等の支出について2025年12月期の当社の連結業績に与える影響は、軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、新株予約権が全て行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円）

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
事業収益	67,061	152,985	643,638
営業損失	△16,316,803	△11,967,504	△9,109,445
経常損失	△14,610,015	△5,651,225	△7,537,856
親会社株主に帰属する当期純損失	△14,714,772	△7,437,607	△28,128,983
1株当たり当期純損失（円）	△94.29	△39.29	△119.53
1株当たり配当額（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	169.77	131.04	7.17

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
--	-----	--------------

発行済株式数	386,077,550株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	89,500株	0.0%

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期
始 値	385 円	121 円	72 円
高 値	413 円	154 円	98 円
安 値	116 円	61 円	43 円
終 値	122 円	72 円	53 円

② 最近６か月間の状況

	2025 年 6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
始 値	68 円	63 円	72 円	107 円	82 円	83 円
高 値	78 円	77 円	104 円	120 円	93 円	93 円
安 値	58 円	57 円	69 円	76 円	78 円	79 円
終 値	63 円	71 円	103 円	82 円	87 円	80 円

（注）2025 年 11 月の株価については、2025 年 11 月 6 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025 年 11 月 6 日
始 値	90 円
高 値	90 円
安 値	79 円
終 値	80 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第 42 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割 当 日	2022年10月12日
発行新株予約権数	380,000個
発行価額	134 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 1.34 円）
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	8,562,920,000 円（差引手取概算額：8,509,920,000 円）
割 当 先	Cantor Fitzgerald & Co.
募集時における発行済株式数	153,073,900株
当該募集における潜在株式数	潜在株式数：38,000,000株（本新株予約権 1 個当たり100株）
現時点における行使状況	行使済株式数：34,150,000 株 （残新株予約権数 38,500 個は、2023 年 5 月 9 日付で当社が全部を取得しております。）
現時点における調達した資金の額	4,652百万円（差引手取概算額：4,599百万円）

(差 引 手 取 概 算 額)	
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、(i)Emendo 社の運営資金及び(ii)事業基盤の強化のための資金 ((a)HGF 遺伝子治療用製品のグローバル展開に対応可能な製法、生産プロセスの効率化を企図する研究開発費用及び(b)新規製品・プロジェクトの獲得による事業基盤の強化、既存開発品の適応症拡大・グローバル展開)に充当するものです。
発行時における支出予定時期	2023 年 1 月から 2024 年 12 月
現時点における資金の充当状況 (注)	資金使途を Emendo 社の運営資金のみに変更した上で、かかる使途に約 4,599 百万円を充当しております。未充当額はあります。

(注) 2024 年 8 月 30 日付で公表した「第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換価額修正条項付) の発行中止、第 44 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の取得及び消却並びに第三者割当による無担保社債 (私募債) 及び第 45 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行に関するお知らせ」のとおり資金使途を変更しております。

・第三者割当による第 43 回新株予約権 (行使価額修正条項付) (コミットメント条項付) の発行

割 当 日	2023 年 7 月 12 日
発 行 新 株 予 約 権 数	446,393 個
発 行 価 額	19 円 (本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.19 円)
発行時における調達予定資金の額 (差 引 手 取 概 算 額)	5,454,476 千円 (差引手取概算額 : 5,418,476 千円)
割 当 先	BofA証券株式会社
募集時における発行済株式数	178,623,900 株
当該募集における潜在株式数	潜在株式数 : 44,639,300 株 (本新株予約権 1 個当たり 100 株)
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数 : 14,073,100 株 (残新株予約権数 305,662 個は、2024 年 4 月 5 日付で当社が全部を取得しております。)
現時点における調達した資金の額 (差 引 手 取 概 算 額)	1,242 百万円 (差引手取概算額 : 1,206 百万円)
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、(i)慢性動脈閉塞症の HGF 遺伝子治療薬の正式承認に向けた製造販売費用及びグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用、(ii) 早老症治療剤「ゾキンヴィ」の正式承認に向けた製造販売費用、及び(iii) 慢性椎間板性腰痛症治療用 NF-kB デコイオリゴ DNA の国内における第 II 相臨床試験費用として充当するものです。
発行時における支出予定時期	2023 年 7 月から 2025 年 12 月
現時点における資金の充当状況	①慢性動脈閉塞症の HGF 遺伝子治療薬の正式承認に向けた製造販売費用及びグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用 906 百万円、②早老症治療剤「ゾキンヴィ」の正式承認に向けた製造販売費用 110 百万円、③慢性椎間板性腰痛症治療用 NF-kB デコイオリゴ DNA の国内における第 II 相臨床試験費用 190 百万円に充当しております。未充当の額はあります。

・第三者割当による第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換価額修正条項付)

割 当 日	2024 年 4 月 5 日
-------	----------------

新株予約権の総数	40個
社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金 1,300,000,000 円（各社債の金額 100 円につき金 100 円） 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	1,300,000千円（差引手取概算額：1,300,000千円：発行手数料等は第三者割当による第44回新株予約権の発行に係る諸費用に含まれております。）
割当先	Cantor Fitzgerald Europe
募集時における発行済株式数	198,470,300株
当該募集における潜在株式数	下限転換価額における潜在株式数は35,616,438株
現時点における転換状況	転換済株式数：27,662,550 株 (2024 年 5 月 24 日付で全額転換済です。)
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、①慢性動脈閉塞症の HGF 遺伝子治療薬のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用、②早老症治療剤「ゾキンヴィ」の上市に向けた製造販売費用、③慢性椎間板性腰痛症治療用 NF-kB デコイオリゴ DNA の国内における第Ⅱ相臨床試験費用、④検査事業受注拡大のための資金、及び⑤運転資金として充当するものです。
発行時における支出予定時期	2024 年 4 月から 2025 年 12 月
現時点における資金の充当状況（注）	①慢性動脈閉塞症の HGF 遺伝子治療薬の正式承認に向けた製造販売費用及びグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用 337 百万円、②早老症治療剤「ゾキンヴィ」の正式承認に向けた製造販売費用 333 百万円、③慢性椎間板性腰痛症治療用 NF-kB デコイオリゴ DNA の国内における第Ⅱ相臨床試験費用 59 百万円、⑤運転資金 2,029 百万円に充当しております。未充当の額はありません。

（注）2024 年 8 月 30 日付けで公表した「第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の発行中止、第 44 回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却並びに第三者割当による無担保社債（私募債）及び第 45 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」のとおり資金使途を変更しております。

・第三者割当による第 44 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割当日	2024 年 4 月 5 日
発行新株予約権数	300,301個
発行価額	53 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.53 円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	1,988,894 千円（差引手取概算額：1,957,894 千円）
割当先	Cantor Fitzgerald Europe
募集時における発行済株式数	198,470,300株
当該募集における潜在株式数	潜在株式数：30,030,100株（本新株予約権 1 個当たり100株）
現時点における行使状況	行使済株式数：11,400,000 株（2024 年 8 月 30 日時点） (2024 年 9 月 30 日時点における残新株予約権数を、同日付で当社が全部を取得・消却しました。)
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	1489百万円（差引手取概算額：1,458百万円）

発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、①慢性動脈閉塞症の HGF 遺伝子治療薬のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用、②早老症治療剤「ゾキンヴィ」の上市に向けた製造販売費用、③慢性椎間板性腰痛症治療用 NF-kB デコイオリゴ DNA の国内における第Ⅱ相臨床試験費用、④検査事業受注拡大のための資金、及び⑤運転資金として充当するものです。
発行時における支出予定時期	2024 年 5 月から 2025 年 12 月
現時点における資金の充当状況 (注)	①慢性動脈閉塞症の HGF 遺伝子治療薬の正式承認に向けた製造販売費用及びグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用 337 百万円、②早老症治療剤「ゾキンヴィ」の正式承認に向けた製造販売費用 333 百万円、③慢性椎間板性腰痛症治療用 NF-kB デコイオリゴ DNA の国内における第Ⅱ相臨床試験費用 59 百万円、⑤運転資金 2,029 百万円に充当しております。未充当の額はありません。

(注) 2024 年 8 月 30 日付けで公表した「第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）の発行中止、第 44 回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却並びに第三者割当による無担保社債（私募債）及び第 45 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」のとおり資金使途を変更しております。

・第三者割当による第 45 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割 当 日	2024 年 9 月 17 日
発 行 新 株 予 約 権 数	1,292,000 個
発 行 価 額	37 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.37 円）
発行時における調達予定資金の額 (差 引 手 取 概 算 額)	8,303,684 千円（差引手取概算額：8,268,484 千円）
割 当 先	Cantor Fitzgerald Europe
募集時における発行済株式数	237,368,550 株
当該募集における潜在株式数	潜在株式数：129,200,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株）
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数：129,200,000 株 (2025 年 8 月 12 日付で全株行使済です。)
現時点における調達した資金の額 (差 引 手 取 概 算 額)	7,112 百万円（差引手取概算額：7,071 百万円）
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については①慢性動脈閉塞症の HGF 遺伝子治療薬のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用、②早老症治療剤「ゾキンヴィ」の上市後の製造販売費用、③慢性椎間板性腰痛症治療用 NF-kB デコイオリゴ DNA の国内における第Ⅱ相臨床試験費用、④検査事業受注拡大のための資金及び⑤運転資金として充当するものです。
発行時における支出予定時期	2024 年 10 月から 2026 年 9 月
現時点における資金の充当状況	①慢性動脈閉塞症の HGF 遺伝子治療薬のグローバルでの製品価値最大化のための研究開発費用 3,878 百万円、②早老症治療剤「ゾキンヴィ」の上市後の製造販売費用 512 百万円、③慢性椎間板性腰痛症治療用 NF-kB デコイオリゴ DNA の国内における第Ⅱ相臨床試験費用 588 百万円、及び⑤運転資金 2,093 百万円に充当しております。未充当額は約 7 百万円で、③への充当を予定しております。

(注) 上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」のとおり資金使途を変更しております。

以上

アンジェス株式会社

第46回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）

発行要項

本発行要項は、アンジェス株式会社（以下「当社」という。）が2025年11月7日開催の取締役会の決議に基づいて2025年11月25日に発行するアンジェス株式会社第46回新株予約権（第三者割当て）（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数

964,661 個

2. 本新株予約権の払込金額の総額

金 31,833,813 円

3. 本新株予約権の申込期日

2025 年 11 月 25 日

4. 本新株予約権の割当日及び払込期日

2025 年 11 月 25 日（以下「払込期日」という。）

5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 96,466,100 株とする。

（本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は 100 株とする。）

但し、第 6 項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

6. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

- (1) 当社が第11項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第11項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

7. 各本新株予約権の払込金額

金 33 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.33 円）

8. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権 1 個につき、行使価額（第（2）号に定義する。但し、第10項又は第11項によって修正又は調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初72円とする。

10. 行使価額の修正

行使価額は、2025 年 11 月 27 日（同日を含む。）以後、第 16 項（1）号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値が無い場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正後の行使価額が 40 円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。なお、下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。なお、「営業日」とは、東京において銀行が営業している日（土曜日、日曜日、東京における法定休日または法律もしくは行政命令により東京の銀行が休業することが義務づけられ、もしくは許可されている日を除く。）をいう。以下同じ。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{新発行・} & & \text{1株当たりの} \\ & & & & \text{処分株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & & & & & \text{時 価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 8 項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交

付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社又は当社子会社の取締役又は従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の

本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全

親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

- ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
 - ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
 - ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。
- (5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整を行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (6) 本項の規定により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年11月26日から2027年11月25日までの期間（以下「行使期間」という。）とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。

13. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1ヶ月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、発行体の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上を発行体が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体をいう。

- (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止と

なる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄若しくは整理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第12項に定める行使期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第17項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。
17. 行使請求受付場所
アンジェス株式会社 財務部
18. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行浜松町支店

19. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

当社は、払込期日後、会社法の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定を会社法に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

以 上